

太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第24号

太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則

太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則（平成30年太田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「10年度」を「5年度」に改め、「又は次に掲げる規則」を削り、同号アからエまでを削る。

第4条第1項第4号及び第5号中「10年度」を「5年度」に改める。

第6条第1号中「全部事項証明書」の次に「又は資産（評価）証明書」を加える。

第11条第2号中「写し」の次に「（第6条第4号に規定する書類の内容に変更があった場合に限る。）」を加える。

第17条第2項中「2年」を「5年」に改める。

様式第1号中「全部事項証明書」を「全部事項証明書又は資産（評価）証明書」に改める。

様式第5号中「全部事項証明書」を「全部事項証明書又は資産（評価）証明書」に改める。

様式第9号中「明細書の写し」を「明細書の写し（第6条第4号に規定する書類の内容に変更があった場合に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。